

令和6年度浦安市監査基本計画

1 基本方針

我が国の経済が、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかに回復しているなか、本市においては国の景気回復に伴う人流の活性化などにより、今後、市税収入がコロナ禍前の水準に戻ると見込んでいる。一方で、近年頻発している災害への備えや原油価格・物価高騰への対応等、喫緊に取り組むべき課題もある。

令和6年度の当初予算は緊急度や優先度を見極め、必要性や優先度が高い事業を基本に第2次実施計画のもと、懸案課題への対応、社会経済情勢の変化への対応、さらにアフターコロナを見据えた対応等の視点を持ち、総合計画を着実に推進するよう編成され、この結果、予算規模は、一般会計において800億円、全会計総額では1,102億円余りとなり、前年度予算と比べ、一般会計では5.1%、全会計では4.7%の増となっている。

こうした財政状況のなか、令和6年度の監査は、予算や事務事業の適正かつ効率的執行に資するため、監査基準（令和2年4月1日施行）を踏まえ次の方針に基づき実施する。

- (1) 対象部局における想定されるリスクを基に、内部統制の検討状況等を踏まえ情報を収集し実施する。
- (2) 公正で合理的かつ能率的な市政運営を確保するため、違法や不正の指摘にとどまらず、改善に向けた指導に重点をおいて実施する。
- (3) 予算や事務事業の執行について、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証する。
- (4) 監査の実効性を確保するため、監査結果において、勧告に至らない指摘事項等についても措置状況等を把握し、改善・検討を求める。
- (5) 監査結果等の監査に関する情報について、市の広報紙及びホームページにより市民にわかりやすく周知する。

2 監査等の実施方針

監査等の実施方針は、次のとおりとする。

なお、監査等の実施に当たっては、あらかじめ項目及び様式を定め監査等に必要な資料を提出させ精査し、事務事業の概況について説明を求める。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

市の財務に関する事務の執行について、法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して例月出納検査に併せて実施する。

特に、令和6年度においては、次の事項に留意して実施する。

ア 内部統制

- | | |
|---------------|---|
| (ア) リスク管理 | リスクが高い事務事業を把握するとともに、監査対象部署のリスクの内容、程度、対応状況等を確認する。 |
| (イ) 随意契約 | 法令等の趣旨に沿い適正に行われているか。特に、一社随意契約について、その理由や価格交渉経緯等を確認する。 |
| (ウ) 公金・郵便切手等 | 公金及び郵便切手等（出納員印、分任出納員印、領収証書原符、給油ETCカード、郵便切手、ハガキ等）の管理、取扱いが適正に行われているか。 |
| (エ) 備品等 | 備品等の管理（保管状況の確認等）が適正に行われているか。 |
| (オ) 契約差金等の取扱い | 「契約差金等の取扱いについて（通知）」（平成21年4月27日付け浦財第39号）に基づき、取扱いが適正に行われているか。 |
| (カ) 補助金 | 補助金交付の効果の確認や事務が適正に行われているか。 |
| (キ) 指定管理 | 指定管理者制度を導入している施設について、「浦安市指定管理制度運用指針」に基づいた管理運営が行われているか。 |
| (ク) 個人情報 | 個人情報に係る事務を委託する場合、委託先による個人情報の管理について、どのように指導及び履行の確認をしているか。 |

イ 事務事業

新規主要事業について、内容や成果等を把握する。

ウ 時間外等勤務及び管理職員特別勤務手当

職員の時間外等勤務、長時間勤務及び管理職員特別勤務手当等の実態を把握する。

エ 年次有給休暇

年次有給休暇の取得状況の実態を把握する。

(2) 工事監査(法第 199 条第 5 項)

市が行う施設建設工事又は土木工事について、進捗状況が概ね 60%~80%の時点で、計画・設計・積算・契約・工事監理・施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

なお、工事監査は、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事監査技術調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求め実施する。

(3) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項)

市が補助金、交付金、負担金など財政的援助を与えている団体等について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 決算審査 (法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

市長から審査に付された一般会計・特別会計及び下水道事業会計に関する決算について、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状況が適正に表示されているかを検証するため決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されたかを主眼として実施する。

イ 基金運用状況審査 (法第 241 条第 5 項)

市長から審査に付された基金の運用状況について、関係書類により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正かつ効率的に行われていたかを主眼として実施する。

(5) 例月出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項)

一般会計、特別会計及び下水道事業会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その作成が適正に行われていたかを主眼として実施する。

(7) その他の監査

市長の要求に基づく監査 (法第 199 条第 6 項) や職員措置請求 (住民監査請求) に基づく監査 (法第 242 条) 等の監査については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査等の実施時期

監査の種類	実施時期
定期監査	令和6年4月～令和7年3月 ※6.7.8.12月除く
工事監査	令和6年11月
財政援助団体等監査	令和6年8月～10月
決算審査及び基金運用状況審査	令和6年7月～8月
例月出納検査	原則毎月27日
健全化判断比率等審査	令和6年7月～8月
その他の監査	随時

なお、監査等の日程や対象部局等の具体的な事項については、別に定める「令和6年度浦安市監査実施計画表」によるものとする。

4 監査等の結果の公表

監査等の結果の公表は、浦安市公告式規則に定める公示の例によるほか、市の広報紙及びホームページに掲載する方法等により行う。